

厚生労働科学研究費補助金（政策科学研究推進事業）
分担研究報告書

シンガポールにおける現代統計制度の成立

分担研究者 菅 桂太 国立社会保障・人口問題研究所室長

研究要旨：

シンガポール大統領が1968年に招集し、当時の政府統計のレビューとシンガポール経済の工業化推進にかなう統計制度及びそれを実現するための具体的な施策の勧告を諮問した統計制度調査会の答申が、シンガポールにおける現代統計制度の成立に果たした役割を検討した。

シンガポールの統計制度は統計制度調査会の答申を景気とした改革によって、一極集中型から分散型に移行し、近年は統合型にむかっている。登録ベースの人口センサスの実施は、分散型システムのもとで蓄積された全般的に質の高い人口登録制度（統合された行政情報データベース）があってはじめて可能になるものであり、シンガポール統計制度の歴史的な経緯のなかでの1つの重要な到達点であるといえる。

A. 研究目的

シンガポールでは、建国からさほど時を経ない1968年5月23日、急速な経済発展とさらなる発展に資す（経済）政策運営のための統計に対する需要が興隆しつつも、統計制度については統計部（Singapore Department of Statistics）がほとんどの統計作成を一手に担うという一極集中型であった時期に、Yusof Bin Ishak 大統領が統計制度調査委員会（Commission of Inquiry on Statistical Activities in Singapore）を招集し、当時の政府統計のレビューとシンガポール経済の工業化推進にかなう統計制度及びそれを実現するための具体的な施策の勧告を諮問し、8名の委員からなる委員会は約1年の検討を経て1969年7月29日に大統領に報告書（CISAS(1969)、以下、「統計制度調査会答申」）を答申した。本研究では、1990年以前のシンガポ

ール統計制度の沿革について時系列で簡単に振り返った後、「統計制度調査会答申」がシンガポールにおける現代統計制度の成立に果たした役割を検討することを目的とする。

B. 研究方法

本研究は①シンガポール海峡植民地、マラヤ連邦シンガポール、シンガポール共和国における統計制度の歴史的経緯に関する文献研究、②おもに統計法令（Statistic Ordinance 1921）及び統計法（Statistics Act 1973, 1990, 2004, 2010）にもとづく人口静態・人口動態等人口学的データの作成方法に関するメタ分析、③前出②の人口学的データの精度に関する実証的分析からなる。

シンガポールについて国内で入手可能な文献・データは限られており、現地調査によって、国内では入手が困難な資料

の収集を行った。シンガポールにおける統計制度成立の歴史的な経緯と現状の把握するために、シンガポールにおけるデータ収集と文献調査、専門家からのヒアリング調査を実施した。これらの資料を整理・分析し、調査報告書を作成した。

(倫理面への配慮)

調査実施の際には、調査対象者の人権とプライバシーの保護には細心の注意を払った。

C. 研究結果

シンガポールの統計システムは 1973 年の統計法 (Statistics Act) の成立により、一極集中型から分散型に変革されたとされる。すなわち、1972 年以前は、マラヤ連邦の一部としてイギリス植民地時代の 1921 年に制定された統計条例 (Statistics Ordinance) のもとで統計局長官 (Chief Statistician, Statistical Bureau) のみに統計調査の実施と作成・公表を行う権限が与えられていたが、1973年に制定された統計法のもとでその権限は4省を中心とする省庁の統計研究部局の長官 (Directors of the Gazetted Research and Statistics Units, government departments and statutory boards) にも付与されることが明記された。同時に、省庁間の効率的な連携を図り統計活動を監督するための組織として1972年に設立された国家統計委員会の議長 (Chairman of the National Statistical Commission) にも同じ権限が与えられている。このような分散型統計システムのもとで、一方で統計部以外の省庁が所管の領域に関する統計を専門的に担当し、他方で統計部は他の省庁の管轄とならない全社会的かつ公共の利益に供する社会経済的統計調査の実施と作成

・公表及びより高度な統計解析を行うという役割分担によって(統計制度全体の効率化・機能強化とともに)統計部の機能強化を図ることが、1973年統計法制定の意図であった。

統計制度調査委員会の検討課題は、統計調査の実施・作成・分析に利用可能な行政情報、実施しうる実地調査(領域、方法)、政府の統計関連部局(組織体系や役割)・設備・人員(必要な予算・リクルーティング・教育訓練の方法)のレビュー、そして、常設統計委員会の設置と、これらを実現する統計整備のための法制というように、実現可能性を重視した包括的な内容である。しかしながら、その基本的な考え方は個別領域の調査の実施・作成のあり方について検討するのではなく、あくまで全体として統計制度をニーズに合いかつ効率的なものに改善していくことにあった。そして、統計制度の改革にあたり「統計制度調査会答申」が重視するのは、(公的機関の統計作成者としての機能ではなく)(統計的)研究機能、すなわち政策提言のためのデータ利用・分析の重要さであった。そのために、(1)労働、国家開発、教育、保健の4省に統計研究部門を設け所管統計の解析を担当することや、(2)統計部はこれら4省が扱わない経済財政統計、人口学的統計、人口動態統計、その他社会統計を担当するとともに、センサスと実地調査を実施する部門を設け、調査研究部門を持たない省に(データ解析結果について)専門的助言を行う、(3)このように各省の所管領域における専門性を活かし、統計部からの統計作成・分析・利用業務を移管することで人員等の資源を前出(2)のような専門的統計活動に集中的に投入することが可能になるというように統計部の機能を強化しつつ、分散型統計制度を構

築する、ことを勧告した。

D. 考察

統計法（1973年）成立以後の急速な経済発展に伴う統計への需要拡大に対応して、1980年代には統計制度のさらなる分散化が進められる一方で、1972年に設立された国家統計委員会の実査機能は1976年に統計部人口・企画部門（Demography and Co-ordination Division, Department of Statistics）に吸収された後、1983年に解体される。そして、1990年の改正統計法により、統計部長官（Chief Statistician, Department of Statistics）は国家統計企画官（National Statistical Co-ordinator）に任命され、他の省庁の統計部局を監督し勧告を行うとともに、統計調査によって得た情報の提供を要求する権限が与えられた。これにより統計部は名実ともかつての国家統計委員会の役割を担うだけでなく、より強化された権限を有することとなった。また、1990年代のIT技術の発展を最大限活用した調査の実施や、複数の省庁に分散して蓄積されていた膨大な行政情報に関するデータベースの統合を行うことによる統計制度の効率化を主導するようになる。したがって、シンガポールの統計制度は、一極集中型から分散型を経て、統合型に向かっていると見ることができるが、。また、登録ベースの人口センサスの実施は、分散型システムのもとで蓄積された全般的に質の高い人口登録制度（統合された行政情報データベース）があってはじめて可能になるものであり、シンガポール統計制度の歴史的な経緯のなかでの1つの重要な到達点であるといえる。

E. 結論

「統計制度調査会答申」は、国家統計委員会の設置に直結しており、国家統計委員会が1970年代に実施した改革、すなわち1973年統計法の制定を通じた統計部改革と（労働、国家開発、教育、保健）4省等の統計研究部門設置を柱とした政府省庁・公的機関の組織改革を通じた分散型統計システムの構築、行政記録を利用した統計の作成・分析・利用、新しい実地調査の企画・実施による統計の作成・分析・利用、これらの統計調査の実施・分析・利用における政府省庁及び公的機関間の調整、そのほとんどが（少なくとも基本的な方針については、すべてが）「統計制度調査会答申」に含まれるものであることがわかる。国家統計委員会は1970年代半ばまでに分散型統計制度実現のための基本的な取組を終え、したがって「統計制度調査会答申」に課された5カ年計画の統計部の機能強化と常設統計委員会としての役割を終え、1983年に解体されたことがこれをしめす。

1980年代以後国家当家委員会の役割を統計部が担い、とくに1990年改正統計法以後は統計部の主導により統計制度の整備・発展を統合型に導いていくことになるが、行政記録データの整備や実地調査の企画・実施の効率化に関する具体的な示唆は「統計制度調査会答申」の随所にあらわれている。シンガポールにおける人口（動態）統計（制度）、とくに行政記録データベースの整備・管理・維持活用が1980年代以後（とくに1990年以後IT技術の発展を活用し）どのように発展してきたのかについては、来年度以降の検討を深める必要がある。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

中川雅貴・山内昌和・菅桂太・鎌田健司・小池司朗 (2018) 「都道府県別にみた外国人の自然動態」『人口問題研究』第74巻第4号, pp. 293-319.

2. 学会発表

菅桂太・Cho Sungho 「地域差を考慮した若年層の自立と初婚タイミングの日韓比較」, 日本人口学会第70回大会, 明海大学 (2018.6.2)

菅桂太・小池司朗 「2015年国勢調査人口移動集計における「不詳」と移動率」, 日本人口学会第70回大会, 明海大学 (2018.6.3)

小池司朗・菅桂太・鎌田健司 「地域別将来人口推計における手法と結果の概要」, 日本人口学会第70回大会, 明海大学 (2018.6.3)

Keita Suga, "Women's Employment and the Timing of 1st Marriage and 1st Childbirth in Japan: A Life Course Perspective," presented at Population Association of America Annual Meeting 2018, Sheraton Denver Downtown, U.S.A. (2018.4.26) and presented at European Population Conference 2018, The Vrije Universiteti Brussel, Belgium. (2018.6.7)

Keita Suga, "Regional Population Dynamics and Its Consequence in Japan: 1980-2040," 5th Annual International Conference on Demography and Population Studies,

Titania Hotel, Athens, Greece. (2018.6.18)

Keita Suga, "A Life Course Analysis with a Competing Risk Model for Women's Employment, and 1st Marriage and 1st Childbirth in Japan: Patterns and Covariates," 5th Annual International Conference on Demography and Population Studies, Titania Hotel, Athens, Greece. (2018.6.19)

Keita Suga, "Ethnic Differentials in Effects of 1st Marriage and Marital Fertility on Below-replacement Fertility in Singapore, 1980-2015: A Multistate Lifetable Analysis," The 4th Asian Population Association Conference, Shanghai University, China. (2018.7.13)

菅桂太・小池司朗・鎌田健司・石井太・山内昌和 「日本の地域別将来推計人口からみた将来の死亡数」2018年度日本人口学会第1回東日本地域部会, 札幌市立大学 (2018.12.9)

H. 知的財産権の出願・登録状況

(予定を含む。)

1. 取得特許
なし
2. 実用新案登録
なし
3. その他
なし